

意見公募手続で公示した案と定めた命令等の差異

1. 本改造認定要領に基づく申請の内容が把握困難であるため、現時点においては、認定後の改善措置に関して規定しないこととしましたが、今後の改造認定申請状況を見つつ、認定後の改善措置に係る規定の必要性について、引き続き検討します。
2. 申請者の負担を軽減するため、変更承認申請は、認定を受けた改造の構造に係る変更であって、排出ガス低減性能に影響を及ぼすおそれがある場合にのみ行うこととしました。
3. その他平仄の修正等を行いました。

以上